ショートステイ　遊生の里　利用料金表 【負担割合１割】

当施設の介護サービス費の区分は、『併設型ユニット型（介護予防）短期入所生活介護費（Ⅰ）』です。　　令和8年11月1日～

負担段階 ※1	介護度	基本報酬 単位数	各種加算 単位数 ※2	サービス利用料金 合計額（1日）	滞在費	食費 ※3	滞在費・食費 合計額（1日）	最終合計 金額（1日）	送迎 ※4
第４段階	要支援１	529	18	¥557	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,273	184
	要支援２	656	18	¥686	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,402	
	要介護１	704	44	¥761	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,477	
	要介護２	772	44	¥830	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,546	
	要介護３	847	44	¥907	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,623	
	要介護４	918	44	¥979	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,695	
	要介護５	987	44	¥1,049	¥2,066	¥1,650	¥3,716	¥4,765	
第３段階②	要支援１	529	18	¥557	¥1,470	¥1,360	¥2,830	¥3,387	
	要支援２	656	18	¥686	¥1,470	¥1,360	¥2,830	¥3,516	
	要介護１	704	44	¥761	¥1,470	¥1,360	¥2,830	¥3,591	
	要介護２	772	44	¥830	¥1,470	¥1,360	¥2,830	¥3,660	
	要介護３	847	44	¥907	¥1,470	¥1,360	¥2,830	¥3,737	
	要介護４	918	44	¥979	¥1,470	¥1,360	¥2,830	¥3,809	
	要介護５	987	44	¥1,049	¥1,470	¥1,360	¥2,830	¥3,879	
第３段階①	要支援１	529	18	¥557	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥2,957	
	要支援２	656	18	¥686	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,086	
	要介護１	704	44	¥761	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,161	
	要介護２	772	44	¥830	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,230	
	要介護３	847	44	¥907	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,307	
	要介護４	918	44	¥979	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,379	
	要介護５	987	44	¥1,049	¥1,370	¥1,030	¥2,400	¥3,449	
第２段階	要支援１	529	18	¥557	¥880	¥600	¥1,480	¥2,037	
	要支援２	656	18	¥686	¥880	¥600	¥1,480	¥2,166	
	要介護１	704	44	¥761	¥880	¥600	¥1,480	¥2,241	
	要介護２	772	44	¥830	¥880	¥600	¥1,480	¥2,310	
	要介護３	847	44	¥907	¥880	¥600	¥1,480	¥2,387	
	要介護４	918	44	¥979	¥880	¥600	¥1,480	¥2,459	
	要介護５	987	44	¥1,049	¥880	¥600	¥1,480	¥2,529	
第１段階	要支援１	529	18	¥557	¥880	¥300	¥1,180	¥1,737	
	要支援２	656	18	¥686	¥880	¥300	¥1,180	¥1,866	
	要介護１	704	44	¥761	¥880	¥300	¥1,180	¥1,941	
	要介護２	772	44	¥830	¥880	¥300	¥1,180	¥2,010	
	要介護３	847	44	¥907	¥880	¥300	¥1,180	¥2,087	
	要介護４	918	44	¥979	¥880	¥300	¥1,180	¥2,159	
	要介護５	987	44	¥1,049	¥880	¥300	¥1,180	¥2,229	

１単位＝10.17円

※1　第４段階 ： 下記第1段階～第3段階以外の方
　　第３段階② ： 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が１２０万円超の方
　　第３段階① ： 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が８０万超１２０万円以下の方
　　第２段階 ： 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税非課税の方で、預貯金等が一定額以下であり、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
　　第１段階 ： 生活保護を受けている方など
※2 【上表で計上している加算】
　　・夜勤職員配置加算（Ⅱ）：１８単位／日　※介護予防は除く
　　・看護体制加算（Ⅳ）イ：２３単位／日
　　・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：１８単位／日
　　【上表で計上していない加算】
　　・若年性認知症利用者受入加算 ：１２０単位／日　※対象者のみ算定する
　　・生産性向上推進体制加算（Ⅱ） ：１０単位／月
　　・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：（基本部分単位数＋各種加算単位数）×17.6%が別途かかります。
※3　食費１日につき、おやつ代として150円を別途ご負担いただくことをご了承下さい。
　　食費　1,650円／日（朝　410円・昼　620円・夕　620円）
※4　送迎をご利用になる場合は、片道１８４単位がかかります。
　　（通常の送迎範囲）　新潟市（西蒲区全域）
※5　特養の空室を利用した「空床型ショート」は、加算内容が上記と異なる場合があります。
※6　65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービス利用時の負担割合が2割（3割）となります。その場合、表中網掛けの『サービス利用料金合計額（１日）』の金額が2倍（3倍）になります。